

奈良県告示第三百三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療機関の指定をした。

平成三十一年一月十五日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
ak薬局香芝店	香芝市上中八四一―六	平成三十年十月二十五日
オハナ薬局奈良三宅店	磯城郡三宅町大字伴堂四一八―一	平成三十年十一月一日
フロンティア薬局大和高田神楽店	大和高田市神楽二丁目一―二三―一	平成三十年十一月一日
山本皮フ科	大和高田市神楽二丁目一番二三―三号	平成三十年十一月一日
松本クリニック	大和高田市神楽二丁目一番二三―一―二	平成三十年十一月一日
まつだ眼科	大和高田市神楽二丁目一―二三―四	平成三十年十一月一日
奈良王寺メンタルクリニック	北葛城郡王寺町王寺二―七―一 王寺ピアザビル四〇四号	平成三十年十二月一日
ウエルシア薬局大和高田大中	大和高田市大中東町一―三三	平成三十年十二月一日

東店

月一日